

step.1 課税取引の内容を整理する

課税期間（令和4年1月1日～12月31日）における、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。

「課税取引金額計算表」〔表イー-1〕（37ページ）を使用します。

- step.1-1** 令和4年分の区分経理された帳簿等から、「課税取引金額計算表」〔表イー-1〕のA欄に金額を転記します。
- step.1-2** A欄の金額のうち、課税取引にならないものの金額を、B欄に記入します。
- step.1-3** A欄の金額のうち、課税取引になるものの金額（A欄の金額とB欄の金額の差額）を計算し、C欄に記入します。
- step.1-4** C欄の金額のうち、軽減税率6.24%適用分をD欄に、標準税率7.8%適用分をE欄にそれぞれ記入します。

44ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した「消費税課税取引の判定表」を掲載していますので、ご利用ください。

農業所得又は不動産所得がある場合は、それぞれの「課税取引金額計算表」を使用してください。

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 令和4年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外にはありません。
- 基準期間である令和2年分の課税売上高は、19,951,456円です。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（36ページ参照）で行っています。
- 令和3年分は免税事業者でした。
- 令和4年分の区分経理された帳簿等から、「課税取引金額計算表」〔表イー-1〕へ転記した決算額は15ページのとおりです。なお、消費税及び地方消費税に関する次の特記事項があります。
 - ・ 売上（収入）金額22,730,000円には、ビール券の売上高（非課税取引）350,000円が含まれています。また、課税取引となる売上金額22,380,000円のうち、軽減税率6.24%適用分は13,110,000円、標準税率7.8%適用分は9,270,000円です。
 - ・ 期首商品棚卸高1,741,000円は、全て免税事業者であった令和3年中に仕入れたもので、全て課税取引（税率7.8%適用分）に係るものです。
 - ・ 仕入金額14,920,000円には、ビール券の仕入高（非課税取引）320,000円が含まれています。また、課税取引となる仕入金額14,600,000円のうち、軽減税率6.24%適用分は8,700,000円、標準税率7.8%適用分は5,900,000円です。
 - ・ 以下の経費は、全て課税取引に係るものであり、適用税率ごとの内訳金額は次のとおりです。

科 目	合 計	軽減税率6.24%適用分	標準税率7.8%適用分
水道光熱費	105,000 円	0 円	105,000 円
旅費交通費	69,000 円	0 円	69,000 円
通 信 費	167,000 円	0 円	167,000 円
広告宣伝費	96,000 円	0 円	96,000 円
接待交際費	76,000 円	16,000 円	60,000 円
修 繕 費	121,000 円	0 円	121,000 円
消耗品費	201,000 円	0 円	201,000 円
雑 費	48,000 円	20,000 円	28,000 円

- ・ 福利厚生費81,000円は、全て労災保険や雇用保険の雇用主負担分です。
- ・ 給料賃金1,233,000円には、従業員の通勤手当（課税取引）33,000円が含まれています。
- ・ 地代家賃120,000円は、全て地代（非課税取引）です。
- 店舗を改装し、シャッター代600,000円と、陳列棚代310,000円を支払っています。
- 配達用車両を280,000円で売却しています。
- 売上げや仕入れに係る返品・値引き・割戻しの金額がありますが、それらの金額は、売上金額又は仕入金額から直接減額する方法で経理処理しています。

表イー-1

課税取引金額計算表
(令和4年分)

科目	決算額 A	Aのうち課税取引 にならないもの (※1)		課税取引金額 (A-B)		うち軽減税率 6.24%適用分		うち標準税率 7.8%適用分	
		B	C	D	E				
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	22,730,000	350,000	22,380,000	13,110,000	9,270,000				
期首商品棚卸高 ②	1,741,000								
売上仕入金額 ③	14,920,000	320,000	14,600,000	8,700,000	5,900,000				
売上原価 ④	16,661,000								
期末商品棚卸高 ⑤	1,792,000								
差引原価 ⑥	14,869,000								
差引金額 ⑦	7,861,000								
租税公課 ⑧	180,000	180,000	0						
荷造運賃 ⑨									
水道光熱費 ⑩	105,000		105,000		105,000				
旅費交通費 ⑪	69,000	0	69,000		69,000				
通信費 ⑫	167,000	0	167,000		167,000				
広告宣伝費 ⑬	96,000	0	96,000		96,000				
接待交際費 ⑭	76,000	0	76,000	16,000	60,000				
損害保険料 ⑮	105,000	105,000							
修繕費 ⑯	121,000		121,000		121,000				
消耗品費 ⑰	201,000		201,000		201,000				
減価償却費 ⑱	472,064	472,064							
福利厚生費 ⑲	81,000		81,000		81,000				
給料賃金 ㉑	1,233,000	1,200,000	33,000		33,000				
外注工賃 ㉒									
利子溜引料 ㉓	107,000	107,000							
施代家賃 ㉔	120,000	120,000	0		0				
貸倒金 ㉕									
雑費 ㉖	48,000	0	48,000	20,000	28,000				
計 ㉗	3,181,064	2,265,064	916,000	36,000	880,000				
差引金額 ㉘	4,679,936								
③+㉘	18,101,064		15,516,000	8,736,000	6,780,000				

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

軽減税率6.24%
又は標準税率7.8%
適用分に区分して
記載します。

- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
 - 消費税の税額計算
 - 地方消費税の税額計算
 - 申告書(第一表及び第二表)の記入
 - その他の項目
- 申告と納付
- 所得税の決算額調整
- 下書き用申告書等

step.2 課税売上高の合計額を計算する

課税売上高計算表〔表ロ〕(38ページ)を使用します。

step.2-1

課税取引金額計算表(事業所得用)〔表イー-1〕

①C~E欄の内容を転記します。

➡表ロ①欄にそれぞれ記入します。

step.2-2

課税取引金額計算表(農業所得用)〔表イー-2〕

④C~E欄の内容を転記します。

➡表ロ②欄にそれぞれ記入します。

step.2-3

課税取引金額計算表(不動産所得用)〔表イー-3〕

④C~E欄の内容を転記します。

➡表ロ③欄にそれぞれ記入します。

step.2-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、所得名称を〔表ロ〕(3)の()欄に記入し、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

➡表ロ④~⑥欄を使用します。

step.2-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

➡表ロ⑦~⑨欄を使用します。

step.2-6

課税売上高の合計額を計算します。

➡表ロ⑩欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：表ロ

step.2-1

〔表ロ〕①「金額」欄に、

〔表イー-1〕①C欄 22,380,000円

〔表ロ〕①「うち軽減税率6.24%適用分」欄に、

〔表イー-1〕①D欄 13,110,000円

〔表ロ〕①「うち標準税率7.8%適用分」欄に、

〔表イー-1〕①E欄 9,270,000円

をそれぞれ転記します。

step.2-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。差引課税売上高は、

280,000円 - 0円 = 280,000円

と求められますので、

〔表ロ〕⑦及び⑨「金額」欄に、280,000円と記入します。

また、この車両の売却は標準税率7.8%が適用されることから、

〔表ロ〕⑦及び⑨「うち標準税率7.8%適用分」欄に、280,000円と記入します。

step.2-6

課税売上高の合計額(〔表ロ〕⑩欄)の

「金額」欄は、22,380,000円 + 280,000円 = 22,660,000円

「うち軽減税率6.24%適用分」欄は、13,110,000円

「うち標準税率7.8%適用分」欄は、

9,270,000円 + 280,000円 = 9,550,000円
となりますので、それぞれ記入します。

step.3 課税標準額を計算する

step.3-1

課税売上高の合計額(表口⑩欄)に100/108又は100/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額を計算し、表口⑪・⑫欄にそれぞれ記入します。また、この計算結果を付表1-3①-1欄に転記します。

※ 税抜経理方式(36ページ参照)によっている場合には、課税売上高の合計額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算した金額に、100/108又は100/110を掛けて、課税標準額を計算します。

税率6.24% 適用分	課税売上高 (税込み)	$\times \frac{100}{108} =$	①-1A課税 標準額
税率7.8% 適用分	課税売上高 (税込み)	$\times \frac{100}{110} =$	①-1B課税 標準額

step.3-2

step.3-1の計算結果(表口⑪・⑫欄)の1,000円未満の端数を切り捨て、付表1-3①欄に転記します。

設例 甲野商店の場合：表口

step.3-1

〔表口〕⑪欄は、 $13,110,000$ 円 $\times \frac{100}{108} = 12,138,888$ 円

(付表1-3①-1A欄に転記)

〔表口〕⑫欄は、 $9,550,000$ 円 $\times \frac{100}{110} = 8,681,818$ 円

(付表1-3①-1B欄に転記)

合計は、 $12,138,888$ 円 $+ 8,681,818$ 円 $= 20,820,706$ 円

(付表1-3①-1C欄に記入)

とそれぞれ求められます。

step.3-2

step.3-1で求めた金額の1,000円未満の端数を切り捨て、付表1-3①欄に転記します。

$12,138,888$ 円 $\rightarrow 12,138,000$ 円 (付表1-3①A欄に転記)

$8,681,818$ 円 $\rightarrow 8,681,000$ 円 (付表1-3①B欄に転記)

課税標準額の合計額は、

$12,138,000$ 円 $+ 8,681,000$ 円 $= 20,819,000$ 円

(付表1-3①C欄に記入)

と求められます。

甲野商店の課税売上高計算表は、以下のとおりです。

課税売上高計算表				(表口)
(令和4年分)				
(1) 事業所得に係る課税売上高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
営業等課税売上高	① 22,380,000	13,110,000	9,270,000	step.2-1 step.2-2
農業課税売上高	②			
(2) 不動産所得に係る課税売上高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
課税売上高	③			step.2-3
(3) () 所得に係る課税売上高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
損益計算書の取入金額	④			step.2-4
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤			
差引課税売上高(④-⑤)	⑥			
(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡取入金額	⑦ 280,000		280,000	step.2-5
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧			
差引課税売上高(⑦-⑧)	⑨ 280,000		280,000	
(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩ 22,660,000	13,110,000	9,550,000	step.2-6
(6) 課税資産の譲渡等の対価等の額の計算				
	$13,110,000$ 円 $\times \frac{100}{108}$	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1A欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1A欄へ	12,138,888	step.3-1
	$9,550,000$ 円 $\times \frac{100}{110}$	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1B欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1B欄へ	8,681,818	

step.4 消費税額を計算する

付表1-3①課税標準額に、消費税(国税)の税率(6.24%又は7.8%)を掛けて消費税額を計算し、その計算結果を付表1-3②欄に記入します。

税率6.24%適用分

$$\text{①A課税標準額} \times 6.24\% = \text{②A消費税額}$$

税率7.8%適用分

$$\text{①B課税標準額} \times 7.8\% = \text{②B消費税額}$$

※ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、32ページDを参照してください。

設例 甲野商店の場合

消費税額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分 (付表1-3②A欄に記入)

$$12,138,000 \text{ 円} \times 6.24\% = 757,411 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分 (付表1-3②B欄に記入)

$$8,681,000 \text{ 円} \times 7.8\% = 677,118 \text{ 円}$$

合計 (付表1-3②C欄に記入)

$$757,411 \text{ 円} + 677,118 \text{ 円} = 1,434,529 \text{ 円}$$

設例 甲野商店の場合

ここまでの計算結果を記入した付表1-3は次のとおりです。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 一般

課税期間	令和4・1・1 ~ 令和4・12・31		氏名又は名称	甲野 太郎	
区分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)		
課税標準額 ①	12,138,000	8,681,000	20,819,000	step.3-2	
①の課税資産の譲渡等 の対価の額	12,138,888	8,681,818	20,820,706	step.3-1	
内 ①・2 特定課税仕入れに 係る支払対価の額					
消費税額 ②	757,411	677,118	1,434,529	step.4	
	(付表2-3の⑤・⑥A欄の合計金額)	(付表2-3の⑤・⑥B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ		

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.5 課税仕入高の合計額を計算する

「課税仕入高計算表」〔表八〕(39ページ)を使用します。

step.5-1

課税取引金額計算表(事業所得用)〔表イ-1〕

③C～E欄の内容を転記します。

→〔表八〕①欄にそれぞれ記入します。

step.5-2

課税取引金額計算表(農業所得用)〔表イ-2〕

③C～E欄の内容を転記します。

→〔表八〕②欄にそれぞれ記入します。

step.5-3

課税取引金額計算表(不動産所得用)〔表イ-3〕

④C～E欄の内容を転記します。

→〔表八〕③欄にそれぞれ記入します。

step.5-4

その他の所得に係る課税仕入高がある場合は、所得名称を〔表八〕の()欄に記入し、仕入れ等の金額と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→〔表八〕④～⑥欄を使用します。

step.5-5

業務用固定資産等の取得に係る課税仕入高がある場合は、取得費用等と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→〔表八〕⑦～⑨欄を使用します。

※居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限(45ページ参照)の適用を受ける場合、〔表八〕⑧欄には当該居住用賃貸建物の取得費を合わせて記載します。

step.5-6

課税仕入高の合計額を計算します。

→〔表八〕⑩欄を使用します。

step.5-7

課税仕入高の合計額〔〔表八〕⑩欄〕に6.24/108又は7.8/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税仕入れに係る消費税額を計算します。

→〔表八〕⑪・⑫欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：表八

step.5-1

〔表八〕①「金額」欄に、

〔表イ-1〕③C欄 15,516,000 円

〔表八〕①「うち軽減税率6.24%適用分」欄に、

〔表イ-1〕③D欄 8,736,000 円

〔表八〕①「うち標準税率7.8%適用分」欄に、

〔表イ-1〕③E欄 6,780,000 円

をそれぞれ転記します。

step.5-5

店舗の改装によるシャッターと陳列棚の代金は、業務用固定資産等の取得費に該当します。

差引課税仕入高は、910,000 円 - 0 円 = 910,000 円

と求められますので、

〔表八〕⑦及び⑨「金額」欄に、910,000 円と記入します。

また、これらの資産の取得は標準税率7.8%が適用されることから、〔表八〕⑦及び⑨「うち標準税率7.8%適用分」欄に、

910,000 円と記入します。

step.5-6

課税仕入高の合計額〔〔表八〕⑩欄〕の「金額」欄は、

15,516,000 円 + 910,000 円 = 16,426,000 円

「うち軽減税率6.24%適用分」欄は、8,736,000 円

「うち標準税率7.8%適用分」欄は、

6,780,000 円 + 910,000 円 = 7,690,000 円

となりますので、それぞれ記入します。

step.5-7

〔表八〕⑪欄は、8,736,000 円 × $\frac{6.24}{108}$ = 504,746 円

〔表八〕⑫欄は、7,690,000 円 × $\frac{7.8}{110}$ = 545,290 円

とそれぞれ求められます。

甲野商店の課税仕入高計算表は、以下のとおりです。

項目	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
1) 事業所得に係る課税仕入高			
営業等課税仕入高	① 15,516,000	8,736,000	6,780,000
農業課税仕入高	②		
2) 不動産所得に係る課税仕入高			
課税仕入高	③		
3) () 所得に係る課税仕入高			
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④		
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤		
差引課税仕入高(④-⑤)	⑥		
4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高			
業務用固定資産等の取得費	⑦ 910,000		910,000
⑦のうち、課税仕入れにならないもの*	⑧		
差引課税仕入高(⑦-⑧)	⑨ 910,000		910,000
5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩ 16,426,000	8,736,000	7,690,000
6) 課税仕入れに係る消費税額の計算			
8,736,000 円 × 6.24/108	⑪	504,746	
7,690,000 円 × 7.8/110	⑫		545,290

step.5-1
step.5-2

step.5-3

step.5-4

step.5-5

step.5-6

step.5-7

step.6からstep.17までの計算には、「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」〔付表2-3〕(41ページ)を使用します。

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.6-1

付表2-3に、課税売上額、免税売上額、非課税資産の輸出等の金額等を記入します。

→付表2-3①～③欄に記入します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表2-3①～③欄の合計)。

→付表2-3④C欄を使用します。

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.7-1

課税資産の譲渡等の対価の額(step.6-2)、〔表イ-1〕①B「Aのうち課税売上げにならないもの」欄の金額のうち非課税売上額を記入します。

→付表2-3⑤、⑥欄に記入します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表2-3⑤、⑥欄の合計)。

→付表2-3⑦欄を使用します。

step.8 課税売上割合を計算する

課税資産の譲渡等の対価の額(課税売上高)(step.6-2)を資産の譲渡等の対価の額(総売上高)(step.7-2)で割ります。

(注)課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

→付表2-3⑧欄を使用します。

step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)に〔表八〕で計算した課税仕入れ高の合計(〔表八〕⑩欄)を、課税仕入れに係る消費税額に〔表八〕⑪・⑫欄をそれぞれ記入します。

→付表2-3⑨、⑩欄に記入します。

設例 甲野商店の場合

step.6-1

付表2-3①A欄に、〔表口〕①欄 12,138,888 円

付表2-3①B欄に、〔表口〕②欄 8,681,818 円

をそれぞれ転記し、

付表2-3①C欄に、各欄の合計額 20,820,706 円を記入します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額は、

20,820,706 円 + 0 円 + 0 円 = 20,820,706 円と求められます。

step.7-1

付表2-3⑤C欄に、付表2-3④C欄 20,820,706 円を転記します。

付表2-3⑥C欄に、〔表イ-1〕①B欄 350,000 円を転記します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額は、

課税資産の譲渡等の対価の額 20,820,706 円
+ 非課税売上額 350,000 円
= 21,170,706 円と求められます。

step.8

課税売上割合は、

課税資産の譲渡等の対価の額 20,820,706 円
÷ 資産の譲渡等の対価の額 21,170,706 円
= 98.3 %と求められます。

step.9

付表2-3⑨A欄に、〔表八〕⑩

「うち軽減税率6.24%適用分」欄 8,736,000 円

付表2-3⑨B欄に、〔表八〕⑩

「うち標準税率7.8%適用分」欄 7,690,000 円

付表2-3⑩A欄に、〔表八〕⑪欄 504,746 円

付表2-3⑩B欄に、〔表八〕⑫欄 545,290 円

をそれぞれ転記し、

付表2-3⑨C欄に、各欄の合計額 16,426,000 円

付表2-3⑩C欄に、各欄の合計額 1,050,036 円

をそれぞれ記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税売上割合 (step.8) が95%未満で、特定課税仕入れがある (事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた) 方のみ計算が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

→付表2-3⑪・⑫を使用します。

step.11 課税貨物に係る消費税額を記入する

保税地域から引き取った課税貨物に課された消費税額※、又は課されるべき消費税額※がある場合に記入します。

※地方消費税の額を除きます。

→付表2-3⑬欄に記入します。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

Aに該当する場合は加算、Bに該当する場合は減算することになります。

A 令和3年分は免税事業者だったが、令和4年分から課税事業者となった場合の消費税額の調整額

税率6.24%
適用分

令和3年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
免税事業者であった課税期間中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
税率6.24%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{6.24}{108} =$ ⑭A 消費税額の調整額

→付表2-3⑭A欄に記入します。

税率7.8%
適用分

令和3年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
免税事業者であった課税期間中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
税率7.8%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{7.8}{110} =$ ⑭B 消費税額の調整額

→付表2-3⑭B欄に記入します。

B 令和4年分は課税事業者であるが、令和5年分から免税事業者となる場合の消費税額の調整額

税率6.24%
適用分

令和4年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
令和4年中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
税率6.24%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{6.24}{108} =$ ⑭A 消費税額の調整額

→付表2-3⑭A欄に記入します。

税率7.8%
適用分

令和4年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
令和4年中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
税率7.8%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{7.8}{110} =$ ⑭B 消費税額の調整額

→付表2-3⑭B欄に記入します。

設例 甲野商店の場合

step.12

甲野商店は、令和4年分から新たに課税事業者となったので、納税義務の免除を受けないこととなった場合の消費税額の調整を行います。

棚卸資産は、全て課税取引 (税率7.8%適用分) に係るものなので、消費税額の調整額は

$$1,741,000 \text{円} \times \frac{7.8}{110} = 123,452 \text{円}$$

と求められます。

したがって、付表2-3⑭B欄に、123,452円と記入します。

step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する

課税仕入れに係る消費税額(step.9)、特定課税仕入れに係る消費税額(step.10)、課税貨物に係る消費税額(step.11)、消費税の調整額(step.12)の合計額を計算します。

→付表2-3⑮欄を使用します。

step.14 控除対象仕入税額を計算する

→付表2-3⑯～⑳欄を使用します。

- A** 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合(step.8)が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

- B** 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合(step.8)が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算します。

<個別対応方式>

課税仕入れ等に係る消費税額を、①課税売上げ(免税売上げを含む)にのみ対応するもの、②非課税売上げにのみ対応するもの、③どちらにも共通して対応するものの、3つに区分して計算する方法です。

$$\text{課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げにのみ対応するもの} + \left(\frac{\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの}}{\text{課税売上割合}} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

<一括比例配分方式>

課税仕入れ等に係る消費税額に、課税売上割合を掛けて、仕入控除税額を計算する方法です。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

※ 一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

設例 甲野商店の場合

step.13

課税仕入れ等の税額の合計額は、次のように求められます。

$$\text{税率6.24\%適用分 (付表2-3⑮A欄に記入)} \\ 504,746 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 504,746 \text{ 円}$$

$$\text{税率7.8\%適用分 (付表2-3⑮B欄に記入)} \\ 545,290 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 123,452 \text{ 円} \\ = 668,742 \text{ 円}$$

$$\text{合計 (付表2-3⑮C欄に記入)} \\ 504,746 \text{ 円} + 668,742 \text{ 円} = 1,173,488 \text{ 円}$$

step.14

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上(step.8 98.3%)なので、課税仕入れ等の税額の合計額を、全額控除します。

(付表2-3⑮欄の金額を、付表2-3⑯欄と⑳欄に記入)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.15 控除税額を調整する

→付表2-3②③欄を使用します。

次のいずれかに該当する場合は、控除税額の調整が必要です。

- A** 取得した調整対象固定資産に係る消費税額を、令和2年分の消費税の申告において次により控除した場合で、令和4年課税期間の末日において当該資産を有しており、当該課税期間の課税売上割合が著しく変動したときは、その調整額を計算し、付表2-3②欄に記入します。
- ・ 課税売上割合が95%以上で、全額控除した場合
 - ・ 個別対応方式により、課税売上げと非課税売上げに共通して対応する課税仕入れとして控除した場合
 - ・ 一括比例配分方式により控除した場合
- B** 個別対応方式を適用している方が、取得した調整対象固定資産を、取得してから3年以内に、次により用途を変更した場合は、その調整額を計算し、付表2-3②欄に記入します。
- ・ 課税売上げにのみ要するものを、非課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合
 - ・ 非課税売上げにのみ要するものを、課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合

調整対象固定資産とは

調整対象固定資産とは、一取引単位についての購入価額（税抜き）が100万円以上の建物（附属設備を含む）、機械装置、車両運搬具、工具、備品等の資産で棚卸資産以外のものをいいます。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

- C** 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限※1の適用を受けた居住用賃貸建物について、次のいずれかに該当するときは、その調整額を計算し、付表2-3③欄に記入します。
- ・ 第三年度の課税期間※2の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間※3に課税賃貸用※4に供した場合
 - ・ 居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

※1 45ページをご覧ください。

2 第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいいます。

3 調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。

4 課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。

5 詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載しているリーフレット「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。

step.16 差引控除対象仕入税額を計算する

→付表2-3④欄を使用します。

控除対象仕入税額 (step.14) と、控除税額の調整額 (step.15) の差額を計算します。

差額がプラス（正の値）の場合は、控除対象仕入税額 (付表2-3④欄) です。計算結果を付表1-3④欄に転記します。

差額がマイナス（負の値）の場合は、step.17に進んでください。

step.17 控除過大調整税額を計算する

step.16の計算結果がマイナス（負の値）の場合に、その計算結果を付表2-3⑤欄に記入します。

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下「貸倒債権」といいます）に含まれる消費税額を控除しますが、令和4年分の課税期間中に、過去に控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、適用税率ごとに、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表2-3⑤欄に記入します。

$$\text{税率6.24\% 適用分} \quad \text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{6.24}{108} = \text{㊸A貸倒回収に係る消費税額}$$

$$\text{税率7.8\% 適用分} \quad \text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{7.8}{110} = \text{㊸B貸倒回収に係る消費税額}$$

設例 甲野商店の場合：付表2-3

甲野商店の付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表は以下のとおりです。

第4-(10)号様式		令和4・1・1～令和4・12・31		氏名又は名称		甲野 太郎	
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表		A		B		C	
課税期間		税率 6.24% 適用分		税率 7.8% 適用分		合計 (A+B)	
項目		円		円		円	
課税売上額(税抜き)	①	12,138,888	8,681,818			20,820,706	step.6-1
免税売上額	②						
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④					20,820,706	step.6-2
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					20,820,706	step.7-1
非課税売上額	⑥					350,000	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦					21,170,706	step.7-2
課税売上割合(④/⑦)	⑧					[98.3%]	step.8
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	8,736,000	7,690,000			16,426,000	step.9
課税仕入れに係る消費税額	⑩	504,746	545,290			1,050,036	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪						step.10
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫						
課税貨物に係る消費税額	⑬						step.11
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭					123,452	step.12
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	504,746	668,742			1,173,488	step.13
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯	504,746	668,742			1,173,488	step.14-A
課税5課税95税億税% 個別対売売未売円上満上超割の高又合場がはが合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの						step.14-B
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの						
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [⑰+(⑱×④/⑦)]						
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰×④/⑦)	⑳						step.15-A
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑						
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒						
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓						step.15-C
控除対象仕入税額 [(⑯、⑱又は⑳)の金額]±㉑±㉒±㉓がプラスの時	㉔	504,746	668,742			1,173,488	step.16
控除過大調整税額 [(⑯、⑱又は⑳)の金額]±㉑±㉒±㉓がマイナスの時	㉕						step.17
貸倒回収に係る消費税額	㉖						

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑯及び⑱欄には、値引き、割引、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.18 返還等対価に係る税額を計算する

課税売上げについて、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした場合は、適用税率ごとに、その返品等に係る消費税額を計算し、その計算結果を付表1-3⑤-1、⑤欄に記入します。

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{6.24}{108} = \text{⑤-1A返還等対価に係る税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{7.8}{110} = \text{⑤-1B返還等対価に係る税額}$$

- ※ 付表1-3⑤-1、⑤欄に記載がある場合には、19ページstep.6の課税資産の譲渡等の対価の額は、課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額に100/108又は100/110を掛けた金額を差し引いた金額となります。
- ※ 課税売上割合が95%未満で、特定課税仕入れについて返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けた場合は、その返品等に係る消費税額を計算し、付表1-3⑤-2欄に記入し、⑤-1欄との合計額を⑤欄に記入します。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、所轄の税務署へお尋ねください。

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、適用税率ごとに、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表1-3⑥欄に記入します。

なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{貸倒れに係る金額(税込み)} \times \frac{6.24}{108} = \text{⑥A貸倒れに係る税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{貸倒れに係る金額(税込み)} \times \frac{7.8}{110} = \text{⑥B貸倒れに係る税額}$$

以下の貸倒回収や返還等対価及び貸倒れに係る税額については、付表1-3③欄、⑤欄及び⑥欄の計算は行いません。

- ・免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収
- ・免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る返品、値引き、割戻し
- ・免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る売掛金等の貸倒れ
- ・課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れ

step.20 控除税額小計を計算する

適用税率ごとに、付表1-3④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税額を合計し、計算結果を付表1-3⑦欄に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

設例 甲野商店の場合

控除税額小計は、次のように求められます。

税率6.24%適用分 (付表1-3⑦A欄に記入)

$$504,746 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 504,746 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分 (付表1-3⑦B欄に記入)

$$668,742 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 668,742 \text{ 円}$$

合計 (付表1-3⑦C欄に記入)

$$504,746 \text{ 円} + 668,742 \text{ 円} = 1,173,488 \text{ 円}$$

step.21 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

課税売上げに係る消費税額（消費税額と控除過大調整税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて差引税額を計算し、計算結果の100円未満を切り捨てた金額を付表1-3⑨欄に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額 (100円未満切捨て)}$$

上記計算式の計算結果がマイナス(負の値)の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を付表1-3⑧欄に記入します。

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③控除過大調整税額} = \text{⑧控除不足還付税額}$$

設例 甲野商店の場合

(付表1-3⑨欄に記入)

差引税額は、次のように求められます。

$$1,434,529 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 1,173,488 \text{ 円} = 261,041 \text{ 円}$$

$$261,041 \text{ 円} \rightarrow 261,000 \text{ 円 (100円未満切捨て)}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等